

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年五月二日法律第三九号)(衆)

一、提案理由(平成一七年三月二九日・衆議院本会議)

鴨下一郎君 ただいま議題となりました両件について申し上げます。

……………(略)……………

次に、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、医療の高度化及び検査の機械化、情報化等の進展に伴い、業として臨床検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、法律の題名を、臨床検査技師等に関する法律に改めるものとする。

第二に、臨床検査技師の定義については、医師または歯科医師の指示のもとに各種検査を行うことを業とする者に改めるものとする。

第三に、臨床検査技師の名称を用いて行う生理学的検査については、厚生労働省令で定めるものとする。

第四に、衛生検査技師の資格は、廃止するものとする
等でございます。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る三月二十五日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一七年四月二二日)

岸宏一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、医療の高度化及び検査の機械化、情報化等の進展に伴い、業として臨床検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、臨床検査技師の行う業務と医師との関係、衛生検査技師を廃止する理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議(平成一七年四月二一日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、検査技術・検査機器の高度化、複雑化に十分対応できるよう臨床検査技師の資質の向上に努めること。
- 二、臨床検査技師が行うことのできる生理学的検査の範囲については、医療提供体制の変化や医療技術の進歩に応じた見直しを図っていくこと。
- 三、人体から排出され、又は採取された検体に係る第二条に規定する検査のうち、高度な医学的知識及び技術を必要とするものについては、検査の適正を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うことが望ましいことから、その周知に努めること。
- 四、超音波検査等のうち高度かつ緻密な生理学的検査については、検査の正確性及び検査を受ける者の安全を確保するため、できる限り医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受けて行われるよう関係機関の指導に努めること。
- 五、前項に掲げた検査について、医師又は歯科医師の具体的な指示を直接受けられない場合は、相当程度の知識・経験を有した臨床検査技師が検査を行うよう周知に努めること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。